

1. 開室時間

平日 9:00～17:00

土曜、日曜、祝日、本学創立記念日（6.18）、夏季一斉休業日（8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日）、年末年始（12.28～1.4）は休室。

その他臨時に休室することがある。

2. 閲覧

京都大学在籍者は教職員、研究員、学生を問わず、図書館資料（図書室に所蔵する図書、雑誌及びその他の資料、以下「図書館資料」という）を自由に閲覧することができる。

学外者は入室に際して、所定の利用申請書に記入し、図書館資料を自由に閲覧することができる。

イ) 図書館資料のうち貴重資料は、所定の手続きを経て閲覧することができる。

ロ) 図書館資料のうち地下書庫に収蔵する資料は、所定の手続きを経て閲覧することができる。

ハ) 図書館資料のうち電子的資料は、許可された条件でネットワークを介して閲覧することができる。

3. 閲覧の制限

図書館資料のうち次の各号に掲げる場合において閲覧を制限することができる。

イ) 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下、「情報公開法」という。）第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合（当該情報が記録されている部分に限る。）

ロ) 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合（当該期間が経過するまでの間に限る。）

ハ) 図書の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合。

4. 貸出

イ) 貸出を希望するときは必ず所定の貸出手続きを行わなければならない。

ロ) 貸出の冊数及び期限は下記のとおりとする。

図書 3冊 2週間

雑誌 5冊 3日

ハ) 図書、雑誌の貸出は図書システム、もしくは所定の用紙に記入することにより行う。

ニ) 新着雑誌は到着日から一定期間を展示期間とし、その間の貸出は行わない。

ホ) 学外者が貸出を希望するときは、薬学研究科教授の紹介(文書)の上、所定の借用票に記入することとし、2冊以内2週間以内とする。

ヘ) 禁のラベルを添付してある図書は貸出を行わない。

ト) 借用中の図書はいかなる場合でも転貸してはならない。

チ) 期限を超えて引き続き借用しようとするときは、改めて手続きをしなければならない。ただし他に借用希望者があるときはその者を優先させる。

リ) 貸出の規則に違反したものは違反期間に応じて一定期間、図書、雑誌の貸出を停止する。

5. 事故

閲覧又は借用中の図書は丁寧に取り扱い、紛失又は汚損した時は直ちにその旨を詳記した書類を図書委員長に提出し、指示に従わなければならない。

6. 複写サービス

本図書室利用者の便宜をはかるため電子複写による複写サービスを行う。これについては複写規定に従う。

7. 相互貸借

本図書室に所蔵していない図書又は雑誌の閲覧及び複写を希望する場合には掛員に申し込み、図書掛から他館に依頼又は紹介する。ただし、この場合の費用は申込者の負担とする。

8. 閉室時の利用

ICカードにより次のものは利用することができる。

- イ) 薬学研究科・薬学部の教職員
- ロ) 薬学研究科所属の大学院学生
- ハ) 薬学部薬学科所属の5年次、6年次学生
- ニ) 薬学研究科・薬学部において教育研究に従事する外国人研究者
- ホ) 薬学研究科・薬学部所属の研修員、研究生、受託研究員
- ヘ) その他研究科長が特に必要と認めたもの

9. 個人情報の漏えいの防止のために必要な措置

図書室は、図書館資料に個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- イ) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限。
- ロ) 図書館資料に記録されている個人情報に対する不正アクセス（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第3条第2項に規定する不正アクセスをいう。）を防止するために必要な措置。
- ハ) 図書室の職員に対する教育・研修の実施。
- ニ) その他当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置。

10. 図書館資料の目録及び利用規則

利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室に備え付けるものとする。

改正 昭42.5.18 協議会、平4.6.25 協議会、平13.7.5 協議会 平14.7.11 協議会 平15.11.6 協議会 平19.7.12 協議会 平22.2.18 協議会 平23.7.14 協議会 平25.7.11 協議会